

陳情	受理番号	123	受理年月日	令和5年8月23日	付託委員会	厚生経済
件名	喫煙所の整備について					

喫煙所の整備について（陳情）

現在、健康増進法改正などの影響から、喫煙者は徐々に減少しつつありますが、一定数の喫煙者が存在しております。

「望まない受動喫煙の防止」は、「那覇市第5次総合計画」や「那覇市健康増進計画_健康なは21（第2次）」などにも大きなテーマとして取扱われています。那覇市内でも喫煙不可の場所が多くなり、コンビニエンスストアも含めて喫煙場所が減ってきました。

その結果、路上喫煙者の増加によるポイ捨てなどの問題も増え、また、喫煙不可の場所が増えることにより路上での「望まない受動喫煙」をよく見かけるようになりました。

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）では、改正の趣旨の基本的考え方として

・施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

と書かれていることから、他行政では喫煙所を設置し、分煙環境を整備しているところもあります。

他行政のように「望まない受動喫煙」をなくし、また、ポイ捨てのないきれいな街としておもてし環境を整備することで国内有数の観光県_沖縄県の玄関口である那覇市としてますます発展していくために以下のことを要望します。

「令和5年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」に記載されている「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。」を履行していただく。